

株 主 各 位

(証券コード 2901)

2023年6月13日

(電子提供措置開始日2023年6月8日)

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号  
石垣食品株式会社  
代表取締役社長 小西 一幸

## 第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第66期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ishigakifoods.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
ベルサール九段（住友不動産九段ビル）4階 R o o m 4
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、  
連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件
2. 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類  
報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- 
- ◎ ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
- ◎ 感染症の対応のため株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、直ちに当社ホームページ（<https://www.ishigakifoods.co.jp>）に内容を開示いたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は任期満了となりますので、事業体制の再構築を鑑みて、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いし がき ひろ よし 石 垣 裕 義 (1961年12月12日生)	1985年4月 当社入社 1989年11月 当社営業部長就任 1990年6月 当社取締役就任 1992年6月 当社常務取締役就任 1998年6月 当社代表取締役社長就任 2005年7月 ウェイハン石垣食品有限公司 董事長就任（現任） 2017年10月 株式会社新日本機能食品取締役就任（現任） 2020年6月 当社代表取締役会長就任（現任）	696,500株
2	こ にし かず ゆき 小 西 一 幸 (1975年2月7日生)	1997年4月 当社入社 2017年9月 ブックオフコーポレーション株式会社入社 2018年10月 当社経理総務部長就任 2019年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2020年6月 株式会社新日本機能食品 代表取締役副社長就任（現任）	1,000株
3	しん ぜ 辛 澤 (1965年3月21日生)	2013年6月 香港BMI Hospitality Services Limited （現・GX PARTNERS CO., LIMITED） 董事就任（現任） 2015年11月 株式会社ランニング設立 代表取締役就任（現任） 2021年6月 当社取締役就任（現任）	4,369,000株
4	うるしざわ ゆう き 漆 沢 祐 樹 (1988年1月13日生)	2008年8月 株式会社SAVER 取締役就任 2021年3月 株式会社パーソナルナビHD 代表取締役就任（現任） 2022年6月 当社取締役就任（現任）	—
5	うんの つばき 海 野 翼 (1987年1月20日生)	2008年4月 株式会社オートバックスセブン入社 2018年8月 株式会社i3 experience 代表取締役就任（現任） 2022年6月 当社取締役就任（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、漆沢祐樹氏及び海野翼氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者漆沢祐樹氏及び海野翼氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者漆沢祐樹氏は、複数法人の代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社経営に活かして頂き、当社において主に、新規事業の推進や会社経営に関して幅広いご意見を頂けることを期待して、社外取締役候補者としております。
6. 候補者海野翼氏は、ベンチャー企業代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを当社経営に活かして頂き、当社において主に、新規事業の推進や会社経営に関して幅広いご意見を頂けることを期待して、社外取締役候補者としております。
7. 候補者漆沢祐樹氏及び海野翼氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役穴井克宜氏及び山田長正氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あな い かつ のり 穴 井 克 宜 (1957年2月6日生)	1979年4月 大分県警察採用 2009年3月 大分県警察豊後高田警察署長就任 2013年3月 大分県警察佐伯警察署長就任 2016年3月 大分県警察大分中央警察署長就任 2017年4月 株式会社トキハ理事就任 2021年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2023年4月 株式会社シティタクシーホールディングス顧問就任(現任)	—
2	やま だ なが まさ 山 田 長 正 (1977年7月18日生)	2003年10月 弁護士登録 竹林・畑・中川・福島法律事務所入所 2011年1月 山田総合法律事務所開設 代表就任(現任) 2013年4月 中小企業診断士登録 2021年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は穴井克宜氏及び山田長正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者穴井克宜氏及び山田長正氏は、社外取締役候補者であります。なお当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 候補者穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令順守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを当社の経営にいかして、会社から独立した立場からご意見を頂きたいため、監査等委員である社外取締役候補者としております。
6. 候補者山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかして、法律の専門家として会社から独立した立場からご意見を頂きたいため監査等委員である社外取締役候補者としております。
7. 候補者穴井克宜氏及び山田長正氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任頂いた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	取締役が特に有する専門性・経験					
		経営	営業	財務	法務	労務	中国
石垣 裕義	代表取締役会長	●	●	●			
小西 一幸	代表取締役社長	●		●			
辛 澤	取締役	●	●				●
漆沢 祐樹	社外取締役	●					
海 野 翼	社外取締役	●					
大倉 宏治	取締役 (監査等委員)	●		●			
穴井 克宜	社外取締役 (監査等委員)	●			●		
山田 長正	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	

(注) 上記一覧表は取締役の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

以 上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和して経済活動が活性化しました。経済活動の活性化は、サービス業を中心に人手不足による人件費の高騰を引き起こしています。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻による戦争状態が続いたことは、資源や食品の価格が世界的に高止まりさせています。更に、米国で金利の引き上げが行われたことで為替相場が円安傾向となっています。これらの要因からあらゆる商品で値上げが繰り返されており、消費行動が先行き不透明な、厳しい状況が続いております。

食品業界においても、外食産業や業務用商品に限らず、一般消費者向けの商品においても短期間に値上げが繰り返される状況となり、人手不足や資源価格の高騰は、インターネット通信販売業界においても、従業員人件費や輸送コストの上昇を招く恐れがあり、予断を許さない状況が続いております。

このような環境の中で当社グループは、前連結会計年度末に茶製品のファブレス化を行う等の効率化の企図や、第三者割当増資により得た資金による化粧品、雑貨、給食等の新規事業への参入など、事業体制の再構築を行いました。

その結果、売上高2,975,341千円（前連結会計年度比23.4%増）、営業損失133,469千円（前連結会計年度は営業損失106,436千円）、経常損失145,070千円（前連結会計年度は経常損失118,830千円）となりました。最終損益は、ファブレス化にともない成田空港工場を売却したことにより特別利益として固定資産売却益31,274千円を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失115,248千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失158,179千円）となりました。

また、単独の業績につきましては、売上高852,939千円（前期比191.5%増）、営業損失140,106千円（前事業年度は営業損失108,994千円）、経常損失151,788千円（前事業年度は経常損失124,195千円）となりました。最終損益は固定資産売却益31,274千円を計上したこと等により、当期純損失121,464千円（前事業年度は当期純損失172,016千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

- ・食品事業

飲料事業においては、飲料についてファブレス化やラインナップの変更、採算改善のために行った値上げの影響等により麦茶、ごぼう茶、その他健康茶のすべてが減収となりました。またビーフジャーキーも、中国国内市場向けが通年販売となったものの、中国のゼロコロナ政策により販売先店舗が休業した影響で想定より伸びず、また、日本国内向け販売が減収となったことから減収となりました。一方、採算面では飲料についてファブレス化等、珍味について中国国内向け販売が寄与して、赤字が縮小いたしました。これらの結果、売上高287,144千円（前連結会計年度比14.7%減）、営業損失18,984千円（前連結会計年度は営業損失25,403千円）となりました。

- ・インターネット通信販売事業

インターネット通信販売事業においては、事業採算の改善活動が実を結び、堅調な業績となっています。しかし、現在の組織規模で外部委託業務を削減するなどの効率化を進める中で、さらなる販売増に向けたリソースが不足していたため、成長は限定的なものに留まりました。

これらの結果、売上高2,065,534千円（前連結会計年度比0.2%増）、営業利益22,648千円（前連結会計年度比1.6%増）となりました。

- ・化粧品事業

化粧品事業においては、OEM供給商品において多額の売上高を計上し、利益も堅調に計上することができました。一方で、自社ブランド商品においては営業活動が苦戦し、また先行する費用負担が重く、採算を悪化させました。

これらの結果、売上高516,803千円（前連結会計年度は売上高なし）、営業損失66,505千円（前連結会計年度は営業損失5,988千円）となりました。

- ・雑貨事業

雑貨事業は、研究用新型コロナウイルス抗原検査キットが好調で、売上高とともに着実に利益を計上することができました。

これらの結果、売上高102,957千円、営業利益11,754千円となりました。

- ・その他

その他の事業においては、前期に計上されたサプリメント商品の輸出売上が無かった一方、当期から開始した給食取扱いによる売上計上等があり、売上高2,901千円（前連結会計年度比79.9%減）、営業利益2,514千円（前連結会計年度は営業損失109千円）となりました。

事業別の売上状況

(単位 千円)

品 目	売 上 高	構 成 比	前 期 比
食 品 事 業 お茶・ビーフジャーキー	287,144	9.7%	85.3%
インターネット通信販売事業 インターネット通信販売	2,065,534	69.3	100.2
化 粧 品 事 業 化 粧 品	516,803	17.4	—
雑 貨 事 業 雑 貨	102,957	3.5	—
そ の 他 給食・サプリメント等	2,901	0.1	20.1
合 計	2,975,341	100.0	123.4

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第63期	第64期	第65期	第66期
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当期) 2023年3月期
売 上 高 (千円)		2,574,462	2,798,438	2,412,075	2,975,341
経 常 損 益 (千円)		△151,204	△138,396	△118,830	△145,070
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)		△476,999	△108,501	△158,179	△115,248
1株当たり当期純損益	円 銭	△68.21	△15.28	△13.30	円 銭 △8.06
総 資 産 (千円)		755,815	1,082,693	1,012,897	890,777
純 資 産 (千円)		△286,880	45,337	252,948	133,956
1株当たり純資産額	円 銭	△40.78	円 銭 3.96	円 銭 17.70	円 銭 9.14

- (注) 1. 第63期は、特別損失として減損損失や過年度決算訂正関連費用の計上されたことにより、大幅な赤字となりました。
2. 第64期は、インターネット通信販売事業が増収、増益となったものの、外食店舗事業で大幅な損失を計上したことから、赤字となりました。
3. 第65期は、飲料事業、珍味事業とも減収で赤字が拡大したことに加え、特別損失の計上があったことから、赤字が続きました。
4. 当期(第66期)の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第63期	第64期	第65期	第66期
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	(当期) 2023年3月期
売 上 高 (千円)		300,050	287,816	292,590	852,939
経 常 損 益 (千円)		△76,982	△135,567	△124,195	△151,788
当期純損益 (千円)		△480,111	△146,437	△172,016	△121,464
1株当たり当期純損益	円 銭	△68.70	円 銭 △20.62	円 銭 △14.47	円 銭 △8.50
総 資 産 (千円)		247,994	590,206	752,326	639,076
純 資 産 (千円)		△56,257	246,047	419,897	301,782
1株当たり純資産額	円 銭	△8.14	円 銭 21.52	円 銭 29.38	円 銭 20.88

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	100.0%	食品製造業
株式会社新日本機能食品	50,000千円	51.0%	インターネット通信販売事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度まで10期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、茶飲料についてファブレス化や価格改定等による採算改善が効果を発現しつつあり、またビーフジャーキーについても中国国内市場向けの販売が軌道に乗ってきたことから、引き続き事業採算の改善に努めてまいります。

当事業年度から本格的に事業を開始した化粧品事業においては、プロモーションの展開等により拡販に努めてまいります。その他、新規事業やM&A等に取り組んでまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

### (5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱う製品・サービスから「食品事業」、「化粧品事業」、「雑貨事業」に分類しております。

「食品事業」は、麦茶・ごぼう茶等の茶飲料及びビーフジャーキーを販売しております。「化粧品事業」は、ハンドクリームやフェイスマスク等を販売しております。「雑貨事業」は、新型コロナウイルス抗原検査キットを販売しております。

### (6) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

本社 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

### (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4(1)名	△3(△5)名	48.0歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社ゼンファンデックス	83,898千円
株式会社りそな銀行	7,771

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,295,700株
- ③ 株主数 1,988名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
辛澤	4,369千株	30.6%
CBHK S/A PBG CLIENTS SG	2,268	15.9
INTERACTIVE BROKERS LLC	933	6.5
MONEX BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT	881	6.2
石垣裕義	696	4.9
リアルプラス有限公司	590	4.1
上田八木短資株式会社	429	3.0
株式会社石垣共栄会	338	2.4
石垣靖子	209	1.5
株式会社SBI証券	153	1.1

(注) 持株比率は自己株式(1,780株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

2022年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- (A) 新株予約権の払込金額 1個につき500円
- (B) 新株予約権の行使価額 1個につき13,600円
- (C) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円（但し、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。
- ② 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
- ③ 上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (D) 新株予約権の行使期間 2023年7月1日から2032年9月4日まで
- (E) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	4,310個	普通株式 431,000株	4名
社外取締役(監査等委員を除く)	2,284個	普通株式 228,400株	2名
取締役(監査等委員)	— 個	普通株式 — 株	— 名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2022年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- (A) 新株予約権の払込金額 1個につき500円
- (B) 新株予約権の行使価額 1個につき13,600円
- (C) 新株予約権の行使条件
- ① 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円(但し、上記(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回っている場合のみ、本新株予約権の行使が可能となる。
- ② 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様)に記載された営業利益が黒字である場合のみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

③ 上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(D) 新株予約権の行使期間 2023年7月1日から2032年9月4日まで

(E) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付対象者数
当社使用人	105個	普通株式 10,500株	2名
子会社の役員及び使用人	一個	普通株式 一株	一名

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	石垣裕義	株式会社新日本機能食品取締役 ウェイハン石垣食品有限公司董事長
代表取締役社長	小西一幸	株式会社新日本機能食品代表取締役副社長
取締役	辛澤	株式会社ランニング代表取締役
取締役	佐々木智雄	
取締役	張家濱	
取締役	漆沢祐樹	
取締役	海野翼	
取締役（監査等委員）	大倉宏治	株式会社新日本機能食品監査役 株式会社GLOBAL代表取締役
取締役（監査等委員）	穴井克宜	株式会社トキハ理事
取締役（監査等委員）	山田長正	山田総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役張家濱氏、漆沢祐樹氏、海野翼氏、穴井克宜氏及び山田長正氏は、社外取締役にあります。
2. 佐々木智雄氏、張家濱氏、漆沢祐樹氏及び海野翼氏は、2022年6月29日開催の第65期定時株主総会において取締役に選任されました。
3. 当社は取締役穴井克宜氏及び山田長正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、大倉宏治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役小池聡氏、王智栄氏及び幹元慶氏は任期満了により、2022年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。
6. 取締役佐々木智雄氏は、辞任により2022年3月31日をもって、退任いたしました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することになり、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補するものであります。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。当該保険契約は、現職の取締役が再任された場合も引き続き被保険者に含まれる

こととし、新たに就任した取締役全員も被保険者として、2023年7月1日に契約の更新を予定しております。なお、当該保険の保険料は、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社が全額負担をしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬並びに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております（ただし使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長である石垣裕義及び代表取締役社長である小西一幸が審議し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員を除く）の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 取締役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	10名 (6)	23,436千円 (900)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	3,600 (2,400)
合 計	13	27,036

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く)6名(うち社外取締役3名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2022年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)3名(うち社外取締役3名)、2022年3月31日をもって辞任した取締役1名を含んでいるためであります。  
 3. 取締役の報酬は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬としております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

該当事項はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 張家濱	9回	69.2%	—	—
取締役 漆沢祐樹	13	100.0	—	—
取締役 海野翼	13	100.0	—	—
取締役(監査等委員) 穴井克宜	16	100.0	16回	100.0%
取締役(監査等委員) 山田長正	16	100.0	16	100.0

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
  - 取締役張家濱氏は、中国で小売業の総経理を務めるなど、中国の市場や販売について、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かした発言・提言を行っております。特に中国子会社の管理に関して積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
  - 取締役漆沢祐樹氏は、複数法人の代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かした発言・提言を行っております。特に経営や若年層向けのマーケティングに関して積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
  - 取締役海野翼氏は、ベンチャー企業の代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かした発言・提言を行っております。特に経営や若年層向けのマーケティングに関し

て積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

- d. 取締役（監査等委員）穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令遵守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを活かした発言・提言を行っております。特に企業統治が法令に遵守する形で行われることの検討等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
- e. 取締役（監査等委員）山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言を行っております。特に法令に関する専門の見地や役職員の雇用問題、各種契約締結等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

監査法人まほろば

##### ② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000千円
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

##### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会

が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議の上職務を補助すべき取

締役及び使用人を任命することとする。また、その異動については監査等委員の意見を徴しこれを尊重するものとする。

- ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員又は使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

## (6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>852,983</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>348,693</b>
現金預金	221,023	支払手形及び買掛金	139,016
受取手形及び売掛金	187,570	1年内返済予定の長期借入金	136,153
商品及び製品	335,147	短期借入金	19,100
原材料及び貯蔵品	27,652	リース債務	1,647
その他	81,593	未払法人税等	6,844
貸倒引当金	△4	賞与引当金	1,448
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,794</b>	未払金	13,966
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,545</b>	その他	30,518
建物及び構築物	475	<b>固 定 負 債</b>	<b>408,127</b>
機械装置及び運搬具	5,628	長期借入金	407,423
その他	441	リース債務	703
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,607</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>756,821</b>
ソフトウェア	2,607	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>131,817</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,641</b>	資本金	989,102
投資有価証券	7,308	資本剰余金	742,395
その他	21,333	利益剰余金	△1,598,897
		自己株式	△782
		その他の包括利益累計額	△1,210
		その他有価証券評価差額金	△696
		為替換算調整勘定	△514
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>3,349</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>890,777</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>133,956</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>890,777</b>

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,975,341
売上原価	2,154,345
売上総利益	820,996
販売費及び一般管理費	954,465
営業損失	133,469
営業外収益	7,932
営業外費用	19,533
経常損失	145,070
特別利益	
固定資産売却益	31,274
税金等調整前当期純損失	113,796
法人税、住民税及び事業税	1,452
当期純損失	115,248
親会社株主に帰属する当期純損失	115,248

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	989,102	742,395	△1,483,648	△782	247,066
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△115,248		△115,248
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△115,248	△0	△115,249
当 期 末 残 高	989,102	742,395	△1,598,897	△782	131,817

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	—	5,881	5,881	—	252,948
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△115,248
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△696	△6,396	△7,092	3,349	△3,742
当 期 変 動 額 合 計	△696	△6,396	△7,092	3,349	△118,991
当 期 末 残 高	△696	△514	△1,210	3,349	133,956

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 連結注記表

### (1) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度まで10期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、茶飲料についてファブレス化や価格改定等による採算改善が効果を発現しつつあり、またビーフジャーキーについても中国国内市場向けの販売が軌道に乗ってきたことから、引き続き事業採算の改善に努めてまいります。

当連結会計年度から本格的に事業を開始した化粧品事業においては、プロモーションの展開等により拡販に努めてまいります。その他、新規事業やM&A等に取り組んでまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

### (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社新日本機能食品、ウェイハン石垣食品有限公司、  
株式会社L I V E O C O M M E R C E

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社新日本機能食品の決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結会計年度末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ウェイハン石垣食品有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しており、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に係る事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

###### ③ リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

##### (4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。給食事業に係る収益は、手数料収入を純額で計上しております。当該商品又は製品の販売並びに手数料収入に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

### (3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、ありません。

### (4) 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 93,567千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産 定期預金 10,000千円
  - (2) 担保に係る債務 長期借入金 42,000千円
3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 5,498千円

### (5) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 14,295,700株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 669,900株

### (6) 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）  
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	7,308	7,308	—
資産計	7,308	7,308	—
長期借入金 (※)	543,577	498,172	45,404
負債計	543,577	498,172	45,404

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(7) 1株当たり情報に関する注記

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 9円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 8円6銭  |

## (8) 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

物品販売	2,972,440
その他(注)	2,901
顧客との契約から生じる収益	2,975,341
外部顧客への売上高	2,975,341

(注) 顧客への財の提供における役割が代理人に該当する取引であり、当該対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	175,628
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	187,570
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	5,498

#### (2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える取引はなく、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## (9) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>626,047</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>85,551</b>
現 金 預 金	85,166	支 払 手 形	1,215
受 取 手 形	239	買 掛 金	18,761
売 掛 金	89,929	1年内返済予定の長期借入金	9,629
商 品 及 び 製 品	198,933	役 員 短 期 借 入 金	19,100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,971	賞 与 引 当 金	96
前 渡 金	181,934	未 払 金	11,041
そ の 他	57,872	未 払 費 用	735
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,029</b>	前 受 金	5,498
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>177</b>	未 払 法 人 税 等	7,158
建 物	0	預 り 金	10,534
機 械 及 び 装 置	0	そ の 他	1,778
そ の 他	177	<b>固 定 負 債</b>	<b>251,743</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	長 期 借 入 金	82,039
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>12,852</b>	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	169,000
関 係 会 社 株 式	9,800	そ の 他	703
差 入 保 証 金	2,610	<b>負 債 合 計</b>	<b>337,294</b>
長 期 前 払 費 用	442	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>639,076</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>298,432</b>
		資 本 金	989,102
		資 本 剰 余 金	742,395
		資 本 準 備 金	689,102
		そ の 他 資 本 剰 余 金	53,293
		利 益 剰 余 金	△1,432,282
		利 益 準 備 金	440
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,432,722
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,432,722
		自 己 株 式	△782
		新 株 予 約 権	3,349
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>301,782</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>639,076</b>

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	852,939
売 上 原 価	795,254
売 上 総 利 益	57,685
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	197,791
営 業 損 失	140,106
営 業 外 収 益	599
営 業 外 費 用	12,281
経 常 損 失	151,788
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	31,274
税 引 前 当 期 純 損 失	120,514
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失	121,464

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他	利 益 剰 余 金 計
							繰 越 利 益 剰 余 金	
2022年4月1日 残高	989,102	689,102	53,293	742,395	440	△1,311,258	△1,310,818	
事業年度中の変動額								
当期純損失 (△)						△121,464	△121,464	
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△121,464	△121,464	
2023年3月31日 残高	989,102	689,102	53,293	742,395	440	△1,432,722	△1,432,282	

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2022年4月1日 残高	△782	419,897	—	419,897
事業年度中の変動額				
当期純損失 (△)		△121,464		△121,464
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額 (純額)			3,349	3,349
事業年度中の変動額合計	△0	△121,464	3,349	△118,114
2023年3月31日 残高	△782	298,432	3,349	301,782

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

## 個別注記表

### (1) 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで10期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、茶飲料についてファブレス化や価格改定等による採算改善が効果を発現しつつあり、またビーフジャーキーについても中国国内市場向けの販売が軌道に乗ってきたことから、引き続き事業採算の改善に努めてまいります。

当事業年度から本格的に事業を開始した化粧品事業においては、プロモーションの展開等により拡販に努めてまいります。その他、新規事業やM&A等に取り組んでまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

### (2) 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・関係会社株式及び関係会社出資金  
移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

##### ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

#### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、その損失見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。給食事業に係る収益は、手数料収入を純額で計上しております。当該商品又は製品の販売並びに手数料収入に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

### (3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、ありません。

### (4) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,110千円
2. 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。	
前渡金	150,389千円

### (5) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
仕入高	107,470千円

### (6) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	1,779	1	—	1,780

### (7) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
賞与引当金	33千円
未払事業税	1,901千円
減損損失	827千円
関係会社株式評価損	93,697千円
関係会社出資金評価損	28,245千円
関係会社事業損失引当金	51,747千円
繰越欠損金	245,640千円
その他	1,183千円
繰延税金資産小計	423,276千円
評価性引当額	△423,276千円
繰延税金資産合計	一 千円

### (8) 関連当事者に関する注記

- 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	石垣 裕義	—	当社代表取締役会長	(被所有)直接4.9	—	—	当社借入の被債務保証	91,669	役員短期借入金	19,100
役員及びその近親者	石垣 靖子	—	無職	(被所有)直接1.5	—	—	当社借入に対する担保の被提供	83,898	—	—

(注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役会長である石垣裕義及びその近親者である石垣靖子より債務保証又は担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

2. 石垣裕義からの借入金については、利息の支払いは行っておりません。

- 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ウェイハン石垣食品有限公司	847千米ドル	食品製造業	直接100.0	生産子会社	仕入	107,470	前渡金	161,078

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

### (9) 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 20円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 8円50銭  |

### (10) 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (11) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土屋洋泰  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関根一彦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石垣食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度までに10期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

石垣食品株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関根 一 彦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで10期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

石垣食品株式会社 監査等委員会  
監査等委員 大 倉 宏 治 ㊞  
監査等委員 穴 井 克 宜 ㊞  
監査等委員 山 田 長 正 ㊞

(注) 1. 監査等委員穴井克宜及び山田長正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 第66期定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北一丁目8番10号

ベルサール九段 4階 Room 4

(住友不動産九段ビル)



東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線

九段下駅

7番出口より徒歩3分

5番出口より徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので  
ご了承下さいますようお願い申し上げます。